

長崎県特別高圧電力高騰対策事業費補助金 ～よくあるお問い合わせ～

令和 8 年 1 月 5 日現在

【1. 補助金の対象】

Q1 - 1 補助金の目的は

A1 - 1 エネルギー等物価高騰の影響を受けている県内事業者等の負担軽減を図り、安定した経営環境の持続を促進するため、特別高圧電力受電事業者等を支援し、県内経済の振興を図ることを目的としています。

Q1 - 2 補助金の対象者は

A1 - 2 特別高圧受電事業者等のうち、別表1に掲げる業種を営む者が対象者となります。ただし、商業施設に入居する事業者等については、商業施設を管理し特別高圧電力の受電を契約している者が申請し、県内で複数の商業施設を管理している場合は、合算して申請してください。(上限等は合算額に適用します。)

Q1 - 3 複数の事業所を運営しているが、事業所単位で申請できるか

A1 - 3 1事業者あたり1申請となります。

Q1 - 4 国・県・市町等の補助金と併用できるか

A1 - 4 令和 8 年 1 月から 3 月までの毎月の特別高圧電力使用量を対象としており、対象となる使用量を含む国・県・市町が実施する物価高騰分への支援補助と併用して交付を受けることはできません。また、同使用量に公共施設等分や住宅分を含むことはできません。

そのため、商業施設に、他の支援補助を受けている店子、公共施設等や住宅が含まれる場合は、特別高圧電力使用量から当該使用量を除いた分で申請ください。(「所要額計算書」(様式第2号)(別紙)に該当分が分かるよう記載してください。)

Q1 - 5 補助対象業種は

A1 - 5 募集要領等に記載のある「別表1 対象業種」となります。交通事業、学校、病院(医療福祉関連施設含む)等を営む事業者は補助対象外となります。商業施設に入居する事業者等についても同様ですので、商業施設に病院等が含まれる場合は、特別高圧電力使用量から当該使用量を除いた分で申請ください。(「所要額計算書」(様式第2号)(別紙)に該当分が分かるよう記載してください。)

Q1 - 6 今回から「中小企業」と「大企業等」で補助単価が異なりますが、「中小企業」と「大企業等」のはどのように判断すればよいか

A1 - 6 「中小企業」とは、以下(1)、(2)を指します。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に定めるもの(これと同規模の法人を含む)
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定するもの

(1)-1 中小企業基本法第2条第1項に定めるもの

中小企業基本法上の類型	中小企業 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

業種ごとに定める資本金の額及び従業員数の双方が、上記基準を超えている場合、大企業となります。

(1)-2 ただし、次のいずれかに該当するものは、中小企業とみなしません。

- ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定するもの

- ア 事業協同組合
- イ 事業協同小組合
- ウ 信用協同組合
- エ 協同組合連合会
- オ 企業組合
- カ 協業組合
- キ 商工組合
- ク 商工組合連合会

「大企業等」とは、

- ・(1)-1 に該当しないもの
- ・(1)-2 に該当するもの
- ・(2)に該当しないものを指します。

Q1 - 7 本県が県外であっても、補助金の対象となるのか

A1 - 7 県内に主たる事務所、事業所を置く事業者等が対象となります。

主たる事務所とは、商業・法人登記簿、登記事項証明書、定款、規約などに記載している法人住所又は事業活動の拠点としての主たる事務所をいう。

Q1 - 8 パートナーシップ構築宣言とはどういったものか

A1 - 8 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/>)をご覧ください。

宣言書をポータルサイト上でアップロードし、その写しを申請書類に添付してください。

本県が実施することにより、申請事業所・施設も包含する場合は、本県の宣言書の写しを提出してください。

Q1 - 9 下請中小企業振興法及び下請中小企業振興法に基づく振興基準が改正され、受託中小企業振興法及び受託中小企業振興法に基づく振興基準が令和 8 年 1 月 1 日から施行されたことに伴い、パートナーシップ構築宣言の更新は必要か。

-NEW-

A1 - 9 必要です。宣言企業においては宣言を更新し、宣言内容を適切に履行することが求められておりますので、更新した宣言の写しをご提出ください。

(参考)経済産業省ホームページ「パートナーシップ構築宣言のひな形を改正します」(令和 8 年 1 月 1 日改正)

<https://www.meti.go.jp/press/2025/12/20251226002/20251226002.html>

Q1 - 10 商業施設の場合、添付書類は店子の分もすべて必要か。

A1 - 10 補助対象者である商業施設を管理し特別高圧電力の受電を契約しているものの分のみ提出してください。なお、当該申請者は店子が国・県・市町が実施する物価高騰分への支援補助を受けていないことを必ず確認してください。

Q1 - 11 消費税は補助対象になるのか

A1 - 11 特別高圧電力使用量に単価をかけて算出しますので、補助対象となりません。

【2. 申請手続き】

Q2 - 1 申請はいつまでできるのか

A2 - 1 令和8年5月12日(火)必着です。行き違いを防ぐため、簡易書留やレターパックで郵送ください。

Q2 - 2 申請書の様式はどこで入手できるのか

A2 - 2 県のホームページからダウンロードしてください。
<URL>

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/sangyoshien/jigyoshien/tokubetsukouatu5/>

Q2 - 3 どこへ申請すればいいのか

A2 - 3 以下の送付先へ郵送してください。

<申請書の送付先>

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県産業政策課 特別高圧電力高騰対策支援 受付係 宛

Q2 - 4 持参による申請は可能か

A2 - 4 行き違いを防ぐため、持参による申請は受け付けておりません。

Q2 - 5 普通郵便で郵送してよいか

A2 - 5 必ず、簡易書留やレターパックなど追跡ができる方法での郵送をお願いします。

Q2 - 6 特別高圧電力を受電していることを確認できる書類は電力(受電)契約書以外でもよいか。

A2 - 6 特別高圧電力の受電を確認できれば、別の書類でも構いません。例えば、特別高圧の使用電力実績値が分かる書類としてご提出いただく書類にて、契約種別の電圧が7,000ボルトを超えていることの記載があれば、その書類で受け付けます。

Q2 - 7 個人事業主の本人確認書類は健康保険証でもよいか

A2 - 7 申請者の住所、氏名を確認できる書類が必要となりますので、住所の記載のない健康保険証は確認書類にはなりません。

Q2 - 8 採択の方法は

A2 - 8 令和8年5月12日(火)までの申請期間終了後、全申請者分をまとめて交付決定(採択)いたします。(申請順ではありません。)
なお、申請額と予算の範囲内で知事が必要と認めた額を比較して少ない方の額になりますので、ご了承ください。

補助金を採択したときは「交付決定通知書及び交付額確定通知書(様式第4号)」を、不採択のときは「不交付決定通知書(様式第5号)」を郵送します。

【3. 補助金交付】

Q3 - 1 補助金の交付にどれくらい時間がかかるのか

A3 - 1 申請者は、「交付決定通知書及び交付額確定通知書(様式第4号)」を受理後、速やかに「請求書(様式第6号)」をご提出ください。「請求書(様式第6号)」を県で受理後、1～2カ月程度で県が確定した交付額を振り込みます。

Q3 - 2 「請求書(様式第6号)」はメールで提出してよいか -NEW-

A3 - 2 「請求書(様式第6号)」はメールでの提出が可能です。ただし、申請者と振込先の口座名義人が異なる場合は、委任状(押印)を併せて提出する必要があるため、簡易書留又はレターパックで送付ください。

Q3 - 3 事業の着手・完了前に補助金を受け取れないのか

A3 - 3 今回の補助金においては、事業完了後の支払いとなります。